



戦時転住所からの「再定性」：日系アメリカ人の忠誠をめぐる一覚書

著者	桑井 輝子
雑誌名	長野県短期大学紀要
巻	47
ページ	177-188
発行年	1992-12
URL	http://id.nii.ac.jp/1118/00000533/



戦時転住所からの「再定性」 ——日系アメリカ人の忠誠をめぐる一覚書

桑井 輝子

I. はじめに

前回、1988年の大統領選挙では、公立学校における「忠誠の誓約」の問題が一時、争点となった。マサチューセッツ州知事デュカキスはかつて、教師が「忠誠の誓約」を主導して児童に唱えさせる法案に拒否権を発動したことがあった。それをブッシュ副大統領が攻撃したのである。法的には、州はこのような誓約を強制する法を制定できないことは、1943年の最高裁判所判決で明らかであった。また、法的強制はないが、マサチューセッツ州では實際上、教師が自発的に誓約を主導していた。加えて、誓約そのものも新大陸発見400年を記念して、1892年にロバート・ポストが書いたもので、歴史的必然性は少ない¹⁾。にもかかわらず、この論争はデュカキス陣営には不利に作用したようである。アメリカ世論には、「忠誠の誓約」は愛国心の表明であり、それに拒否権を発動したかのような印象を残したからである。

旧聞に属するが、日本であれば、単なるスパイ事件として報道されたであろうある事件も、一つのエスニック集団の忠誠心の問題として、全国紙に取り上げられたこともあった。移民国家アメリカでは、戦後の日本では考えられないほど、国家への忠誠心の問題には敏感であると思える。ニューヨークタイムズ紙に1985年12月11日、「合衆国のチャイニーズ：忠誠問題」と題する記事が掲載

された。記事は、数年前、一人の中国系アメリカ人が北京で中国政府高官から「中国に対する共通の忠誠」のために、スパイ行為を依頼された出来事への言及から始まる。記者は、この出来事を中国系アメリカ人の抱える「入り組んだ網のような圧力」を象徴する事件とみなし、元CIA職員のラリー・ウタイ・チンの二重スパイ事件を報じている。チャイニーズに強い独特のナショナリズムがあるとの前提にたった記事である。記事そのものは、最近の若い中国系アメリカ人のあいだでは、中国との精神的絆が弱まりつつあり、「中国系アメリカ人の1、2%以下しか中国と関係がないし、それもほとんどビジネスをしている」ことを指摘する、全米中国系アメリカ人協会会長の言葉で終わっている。しかし、その結びの言葉は、チャイニーズの「分裂した忠誠心」の疑念を必ずしも全面的に晴らすものとはいえなかった。状況が激変していたとしたら、協会会長の意図とは正反対に受け止められる恐れを残すものといえる。チャイニーズに対する疑いが増殖するのを抑止する力があるとしたら、一つにはそれは、協会会長が想起した第2次大戦中のジャバニーズ²⁾の忠誠問題に対する記憶であろう。会長は、一つのスパイ事件をもって中国系のアメリカ人の愛国心に問題があるかのような見方は「第2次大戦中の日系アメリカ人に対する態度のようなものである」と反駁している。

このように、こうした忠誠心の問題が起きるたびに、第2次大戦中のジャバニーズの強制立ち退

き・収容と「忠誠登録」問題が自戒的に想起されている。この問題そのものは、1980年7月公法96-317に基づき、調査委員会が設けられた。そして、全米各地で公聴会が開かれ、また、政府資料が詳細に検討されて、1982年には報告書も刊行されている³⁾。同報告書は、強制立ち退き・収容に追い打ちをかけるように実施された「忠誠登録」に対して、被収容者が疑心暗鬼に陥り、収容所内に大きな混乱を与えたことを指摘している⁴⁾。実際、「忠誠登録」がどのような基準で審査されたかについては、研究者のあいだでも一般には知られていない。調査委員会の報告書でも明らかにされてはいない。基準の問題について、筆者の関心を促してくれたのは、筑波大学の竹沢泰子氏である。その博士論文で明らかにされた基準については、後述する。その後筆者は、竹沢氏の指摘した資料とは異なる資料を入手した。本稿は、この強制収容問題について、まだ残るジグゾーパズルの欠落した一断片についての、資料紹介と考察である。

II. 「戦時転住局出所許可申請書」審査基準

ジャパニーズは「軍事上の必要」を理由に、太平洋岸防衛地区から強制立ち退きさせられた。収容の現場責任者であった戦時転住局（以後 WRA と略す）長官、ミルトン・アイゼンハワーや、その後任のディロン・マイヤーには当初から収容政策には気後れがあり、マイヤーは被収容者の早期出所を望んでいたといわれる。

一方、ジャパニーズのあいだにも、二世のアメリカ人としての志気を高めるとともに、二世の忠誠心に対する疑いを晴らすために、日系アメリカ市民協会（JACL）を中心に、二世の兵役資格回復を求める運動が活発に展開された⁵⁾。陸軍次官マックロイは、JACL に代表される当事者からの強い志願の声と、司法省からの情報を得て、1942年5月までに二世の徴兵に前向きな姿勢をもった

という⁶⁾。

こうして実施されたのが、「戦時転住局出所許可申請書」による大規模なアンケート調査であった。17歳以上の被収容者を対象としたもので、一般に「忠誠登録」と呼ばれ、収容所内に大きな混乱を招いた。アンケートにはアメリカ市民権を持つ男性を対象にする書式と、日本人一世と二世女子を対象にした書式がある。後者は、33項目、4頁のアンケートである。その質問項目（資料1）⁷⁾のうちで問題とされ、よく引用されるのは、質問27と28である。二世男子の形式では、

27. どこで命令をうけても、合衆国軍隊の軍役に、すなわち実戦の任務につくことをいといませんか。
28. アメリカ合衆国に無条件の忠誠を誓い、国の内外の軍隊によるいかなる、そして、あらゆる攻撃から合衆国を忠実に防衛し、また、日本の天皇やあるいはほかのいかなる外国の政府・権力・組織に対するどんな形の忠誠や服従も、誓って否定しますか⁸⁾。

質問27は二世男子の場合、即軍隊に志願する意志表明を求める問である。前線に喜んで赴くほど志気が高くなければ、答に躊躇するであろう。強制収容されていない一般のアメリカ人は原則的には選抜徴兵である。日系アメリカ人だけが、志願することで、愛国心を立証するよう求められたわけである。また、資料1の質問28を肯定すれば、アメリカに帰化することのできない一世の場合、自己の国家に対する裏切りを表明することとなる。収容所が騒然としたのも当然である。そこで、質問27と28がもっとも重視され、「戦時転住局出所許可申請書」が「忠誠登録」と呼ばれるようになったのである。収容所から出所させる条件として疑念の余地のない忠誠心の表明が必要であったのなら、質問27と28で充分であったろう。しかし、アンケート作成者たちは単なる忠誠心の表明だけでは納得できなかったものと思われる。

1942年11月6日付業務説明26号「WRA 転住所地域からの出発許可の発行」によれば⁹⁾、申請は書式 WRA-126で行い、「転住所所長は申請者を面接し、回答を確認し、あるいは完全にするために必要な情報を引出し、もって回答を完成し訂正する。申請者の意図の真実性に疑いをもつ場合には、適当と思われる方向で質問を続ける」とある。念を入れて、答を確認するよう所長に指示している¹⁰⁾。そして、情報の真偽を確かめるために、転住所の保安局や照会先で確認を行うよう求めている。さらに、「長官は、転住所所長や雇用調査官からの書類を受けると、司法省からの入手し得る情報がある場合にはそれを確保し、申請者の照会先からの書簡を検討し、申請者に無期限出所許可を発行した場合における戦争計画や治安に対する考え得る影響に関して、納得のいくまで必要な措置をとる」とある。要するに、少しでも「疑わしい」人物については、徹底的な調査を求めている¹¹⁾。1942年11月6日のこの業務説明書には、申請書の見方についての細かい規定はまだない。申請書の真偽を詳しく調査するよう求める指令とみなせる。

1943年7月20日付の追加書には、さらに、「疑わしい事例」については、取り調べ官は再審に先だってできるだけ申請書の履歴を調べておくよう、指示している。そして、「申請者の転住所内の知人のあいだで慎重な調査を行うことが望ましい」と助言している¹²⁾。この指令書に先立つ7月18日には、戦時動員局長官のジェームズ・バーンズが出所許可に先だって「立ち退き者の前歴と行動の記録が注意深く調査される」し、「いかなる情報源であれ、立ち退き者が戦争遂行に危険となる証拠があれば、出所許可は否定される」と表明している。疑わしい人物に対する入念な調査が政府上層部の意向であったことを示していると考えられるであろう¹³⁾。どのような人物が疑わしいのかに関連して、前述の竹沢氏の博士論文には、この審

査基準に関し、いくつかの拒絶基準が言及されている¹⁴⁾。1943年7月22日¹⁵⁾付けの資料によれば、

質問14 解答者が3度以上日本に旅行している場合には、(拒絶)。

質問16 神道信者の場合(拒絶)。

仏教徒あるいは他の東洋の宗教信者の場合は、マイナス1点。

キリスト教との場合は、プラス2点。

質問17 婦米(アメリカに生まれたが、日本で教育を受けた者)や軍人組織の会員の
場合、マイナス3点。

K. of C. [コロンブス騎士団]、

Masons [フリー・メーソン]、ロータリーなどのアメリカの友愛会の会員の
場合、プラス2点。

質問18 日本語を上手に読み、書き、話す場合、
マイナス2点。

質問21 有罪判決を受けたり、犯罪を犯した場合、
マイナス1点。

質問27 日本に親戚がいたり、日本に忠誠であるために、兵役につくことを躊躇する場合、あるいは、解答を拒否する場合、
拒絶。

上記の質問番号は、資料1の質問番号と符合する。すなわち、3度以上日本に旅行している場合には、納得のいく説明がなければ、出所を許すことはできない。日本に頻繁に「里帰り」しているような人物は「疑わしい」ということになる。質問16は、宗教的には神道が最も危険で、仏教はやや危険、キリスト教は望ましいことになる。仏教が「他の東洋の宗教」と同列に扱われていることを考えると、神道は日本の国家宗教として、危険視されたのであろう。基準の作成者はどこまでジャパニーズの宗教思想と行動様式を理解していたのであろうか。マイナス点の大きさだけからいえば、犯罪者と仏教徒とは同点、日本語能力の高い人物は、犯罪者よりも要注意ということになる。婦米や兵

務者会の会員はさらに「危険」と見なされている。こうして、解答者はその解答によって、「白」、「褐色」、「黒」と分類されたという。ステレオタイプの審査基準によって、まさに「色分け」されたことになる。

さらに1943年9月28日の指示書¹⁶⁾には、「疑わしいケースにおける出所許可調査」の基準を資料2のように詳述している。

資料2の項目のうち、指示書によれば、最初の9項目(AからI)は「適切な説明がない限り、出所許可を拒絶する勧告の正当な論拠となるに充分であると情報機関によってみなされている」と伝えている。「情報機関によってみなされている」ということで、責任を情報機関に預けているわけである。しかし、情報機関の見解を是認し、それに準ずる行動を指示していることには変りはない。それによれば、1項目でも該当すれば、危険度が高い「疑わしい」人物ということである。すなわち、質問28の否定ないし無回答の人物。日本に長期滞在したり、頻繁に旅行した人物。日本の「軍事訓練」を受けている人物。1930年代に日本の中学校に通っていたら、それを軍隊入隊と同列にみなしている点は注目に値する。30年代に中学校高学年を終えて、アメリカに戻ってきた帰米の「忠誠登録」に対して係官は先入観のない公平な対応ができたのであろうか。そして、「危険な」団体に指定された団体に所属していた人物である。

J以降の「他の項目は重要性は低い取り調べで網羅されねばならない」という。「総合すれば出所許可が拒絶される場合があらわれるかも知れないからである」。すなわち、親、兄弟がAからIの項目に入っている人物や、日本語学校教師や、神道の信者、転住所内でのトラブルメーカーは要注意である。14歳以降日本語学校に通ったり、日本に投資していたり、日本に旅行した場合も疑いがかかる。

資料2は、アメリカに暮らしながら、「日本」

との経済的・言語的、宗教的、社会的絆を戦前に維持してきたと思われるジャパニーズとその家族を、アメリカ政府は疑ってかかったことを示しているといえる。指示書は「取り調べの一つの機能は、適切な説明が存在するか否かを見極めることである。取り調べにあたってはこれらの項目を徹底的に網羅するよう特別な配慮が必要である。」と指示している。そして、当局はジャパニーズの諸団体について、その「危険度」にしたがって等級化していたのである。「忠誠登録」は、単なるアメリカへの忠誠審査ではなかった。ジャパニーズの行動を調べ、その日本とのつながりの強弱を審査するものであったのである。ここで留意しなければならない点は、その日本とのつながりの測定は、まだ日米親善の必要が叫ばれていた開戦前の行動をもとにしたものだったことである。

III. 日本での滞在期間と市民権放棄との相関

アメリカ政府は、合衆国市民で6歳以降日本に3度以上旅行したり、10年以上日本に居住した場合、非常に「疑わしい」人物として、とくに注意して取り調べにあたるよう担当部局に指示していたことは前述した。日本での居住期間が長ければ、当然日本への愛着も増すと推測される。しかし、はたして、日本での居住期間と二世の「市民権放棄」とは相関がみられるのであろうか。また、教育年数との関連はどうであろうか。

WRAの統計書¹⁷⁾によれば、強制立ち退きで転住所に収容された二世は72,650名、年齢的には15—19歳、20—24歳の層が最も多い¹⁸⁾。「市民権放棄者」との比較上、日本での滞在年数を縦軸とし、横軸を人数として日本での教育年数で区分けしたのが図1(二世グラフ)¹⁹⁾である。72,650名のうち52,742(72.6%)は日本へ行ったことはない。3/4近くはアメリカで生まれ、アメリカで育ったアメリカ市民ということになる。5年未満の日本滞在でも大半は日本での教育はない。日本へ行っ

たことのある19,908名を日本での滞在年代と年数をグラフ化したのが図2（二世日本滞在年代別グラフ）²⁰⁾である。最も数の多いのは、10歳以下と10代に日本に滞在していたグループで、7,109名で、35.7%。これは二世全体では9.7%を占める。うち10年から15年の滞在年数の人が最も多く、3,162名を数える。10歳以下と10代に日本で10年以上過ごした人数に、20代まで日本に10年以上過ごした人数を加えると、6,340名、二世全体に対して8.7%。これに、10代まで日本で5年から10年過ごした1,802名を加えると、8,142名、11.2%。二世の多くが20代前半であったことを考えると、人格形成期のほとんどを日本で過ごし、教育を受けたと思われる人は、二世全体の10%程度と推測させる。一方、合計1年未満の滞在者が6,313名を数えている。

つぎに日本での教育年数²¹⁾をみると、日本へ行ったことのある19,908名のうち、滞在年数は10年から15年が4,064名で、最も多い。ついで1年から5年の3,926名、6カ月未満の3,615名、5年から10年の3,041名と続く。9,996名は日本で教育を受けていない。約半数である。15年以上滞在しながらも、34名は教育を受けていない。一口に帰米といっても、日本で教育を受けたことのない人が半数を占めていることは留意する必要がある。日本で教育を受けた二世の年数をグラフ化したのが図3（二世日本教育年数グラフ）²²⁾である。うち、教育年数5年以内は1,249名（12.49%）、5年以上が8,549名で大半を占める。日本へ行ったことのある二世のうちでは、42.9%を占める。教育を受けた年数では、8年が最も多く、2,513名で受けた人の25%を占める。ついで多いのが10年で、1,557名、16%。以下、11年1,011名、6年937名と続く。教育を受けた場合は小、中学校の教育を受けたものと推定される。

学校教育終了年の統計²³⁾では、日本での教育は小学校8年（尋常高等小学校終了）終了者が最も

多く、1,710名。小学校では、8年につぐのは、6年で417名。数値は低い。高等小学校を終了するか、中学校までは進学した数の方が大きい。中学校4年終了の1,448名は、高等小学校終了者について多い。

一方、「市民権放棄者」の日本での教育年数と滞在年数の数値を用いて、滞在年数を縦軸に、人数を横軸にして、教育年数別で区分したのが図4（市民権放棄者日本教育・滞在年数別グラフ）²⁴⁾である。ここでいう「市民権放棄者」とは、1944年12月から1946年4月までに転住所において市民権放棄申請を行い、かつ司法長官によって放棄が認可された人を指す。「市民権放棄者」の総数は5,589名。うち、日本に滞在したことのない人は1,868名で、総数の33.42%。「市民権放棄者」の三人に一人は日本を見たことがない純二世であった。純二世がかなりいたという証言を裏書きする比率である。ついで多いのが10年から15年滞在した1,565名で、28%。15年以上も887名、15.87%いる。日本で教育を受けなかった人数は、2,536名で、総数の45.37%。「市民権放棄者」でも、半数近くは教育を受けていない。教育を受けた場合には5年から9年が多く1,794名で、総数に対しては32.09%である。こうしてみると、「市民権放棄者」と日本での滞在期間や教育年数とのあいだには、相関はないようにも思われる。「市民権放棄者」だけの比率を見れば、そのようにいえるであろう。

そこで、二世全体の数値と「市民権放棄者」の数値とをそれぞれの項目で比較し、比率を見たのが図5（二世・放棄者滞在年数別比率）と図6（二世・放棄者教育年数別比率）²⁵⁾である。

「市民権放棄者」の総数は5,589名。二世全体の7.69%である。1割に満たない比率であるが、これを多いと見るか、意見の分かれるところであろう。日本に行ったことのない、いわゆる純二世1,868名が「市民権放棄」としており、「市民権放

棄者の33.42%を占めていたことは前述した。しかし、純二世全体の比率では3.5%にすぎない。全般的傾向として、滞在年数、教育年数とも長くなるにつれて、「市民権放棄者」の比率は増している。

さらに、この比率を教育・滞在年数別の比率でみたのが、図7（二世・放棄者比率グラフ）である。滞在年数5—10年では、教育年数（なしから9年まで）とはかかわりなく総じて、10%代である。しかし、全体的にみると、上昇カーブを描いている。とくに、10年から15年までの上昇が大きい。15年以上では伸びは鈍化ないし低下する。滞在年数10年から15年で、教育年数5年から9年が、最高値45.08%を示している。収容時の年齢構成では15歳から24歳の年齢層が大きかったことと考え合わせると、おそらく幼少年期を日本で過ごし、人格形成期の教育のほとんどを日本で受けた人々であろう。約半数である。純二世の3.5%と比較すると、教育と滞在年数との相関が大きいいといえる。それでも、約半数しか「市民権放棄者」にならなかったともいえる。教育と滞在年数が決定的要因と即断することはできない。

日本で教育を受けていない場合は、滞在年数との相関はとくに顕著である。日本滞在期間が長くなるほど、「市民権放棄者」の比率も高くなる。滞在年数に比例して、日本への愛着が増していったとも考えられる。とくに、15年以上の場合は、32.35%を占めている。開戦前の二世の年齢から考えると、日本に15年以上滞在していたというのは、日米開戦の直前にアメリカに戻ってきたと考えられる。

ところが、教育年数5年未満では、滞在年数とはかかわりなく、10%台に留まっている²⁶⁾。むしろ、滞在年数が長くなるにつれて、下降傾向を示しているかのように見える。これは、なにを意味するのであろうか。WRAの統計書では、残念ながら「市民権放棄者」一人一人のデータは記載さ

れていない。個人別でなくとも、日本に行ったときの年齢やアメリカに戻った年齢の構成、教育を受けていないときの滞在理由、アメリカに戻ってきてからのアメリカで暮らした年数も統計化されていない。そのため、断定できることはいえない。ただ、教育年数が5年未満で滞在年数が10年以上の場合、二世全体が105名で「市民権放棄者」は11名と実数は極めて少ない。15年以上は0である。当然、極めて個人的な特殊な要因が働いていた可能性もある。この点は、日本の教育を受けていない場合も同様である。かれらはアメリカの教育を受けていたのであろう。違いは、前者は日米の教育を受けている点であらうか。この日米の教育とアイデンティティの選択に何か関係があるのだろうか。今後の課題である。

IV. おわりに

司法省移民帰化局の1946年度報告書によれば、1945会計年度〔1944年7月1日から1945年6月30日〕に1,416名のジャパニーズ（その大多数は市民権放棄した二世）がツーリーレーキ隔離収容所から移送されてきた。「戦時転住所内の問題分子」とみなされ、司法省の管轄下に置かれることになったのである。さらに同収容所の閉鎖に先だって、4,320名のジャパニーズが同収容所に抑留されることになった。財政上と居住スペースの関係から、管轄は司法省であるが、転住所に従来通り置かれることになったのである。そして、日本降伏から1946年会計年度終了までに7,686名のジャパニーズが日本に、590名がハワイに「本国復帰」した。32名が中南米に戻った。そして、40名が移民法の規定により日本に強制送還された²⁷⁾。

強制収容の問題は、1988年の「市民の自由法」の成立により、強制収容された日系人に謝罪と、名目的ではあるが補償が行われ、一応の決着がつけられている。1988年8月10日、「市民の自由法」の署名に際して、レーガン大統領は、1945年末の

日系兵士の榮譽を讃えた式典での自己の発言を引用し、アメリカが人種ではなく、一つの理想に基づいて建国された「比類ない」事実を想起した。そして、アメリカの建国の理想とは、「万人のための自由と正義の理想であり、それは、依然としてアメリカ的方法である」と結んでいる。

レーガン大統領が、自己宣伝を兼ねて指摘しているように、アメリカは人種ではなく、「自由と平等」の理念によって建設された国家である。その理念の基本は、人種ではなく、個人主義である。その基本は、憲法修正14条によって、「法の平等なる保護」が確認されている。この個人主義と、「自由と平等」とに基づいて国家が立脚しているという事実こそ、アメリカ史の意義がある。

しかしその一方で、1790年の最初の帰化法でアメリカ市民となる資格を「自由な白人」に限定していた。1870年の修正でそれをアメリカ生まれの人とその子孫に拡大したが、白人でもなく、アフリカ人でもないアジアの諸国民は、帰化権を得ることはできなかった。これも事実である。そして、1922年の最高裁の判決で、ジャパニーズは帰化不能であることが確定した。1924年の移民法で、帰化不能外国人は移民法の割当から除外された。こうした差別は、アジア人は同化できないという口実で正当化された。日本国民は、世界（すなわちヨーロッパ）の人種の集まるアメリカで劣等視され、ヨーロッパ諸国民と一線を画した差別扱いを受けたことに憤慨した²⁸⁾。しかし本稿の資料は、強制収容と続く「忠誠登録」が単なる人種偏見だけではなく、ジャパニーズの背後に見え隠れする日本という国家とジャパニーズとの結び付きに対する警戒感があったことを物語っている。その前提になっているのは、「ジャップはジャップ」であり、何世代たっても天皇に忠誠だという、日本人の忠誠心に対する神話であろう。しかし資料の制約はあるが、二世と「市民権放棄者」についての分析を通していえることは、その神話を裏書す

るものではなかった。人格形成期の教育を日本で受け、またかなり長期間滞在した場合でも、「市民権放棄」にまでいたった割合は、半数に満たなかった。強制立ち退き・収容、「忠誠登録」とそれに続く混乱を考えると、この数字はむしろ低いと思われる。

註

- 1) ニューヨークタイムズ1988年8月27日。
“Patriotism and the Pledge.”
- 2) ジャパニーズとは、英語のJapanese (=日本人)の片かな表記である。しかし、本稿では、日本人移民であり、帰化権のなかったいわゆる一世と、アメリカに生まれ、アメリカ市民であった二世を総称して「ジャパニーズ」と呼んだ。チャイニーズも同様に、永住的中国人とアメリカ市民権をもつ中国系アメリカ人を総称している。
- 3) US Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*. (US Government Printing Office 1982). 以降、PJDと略す。強制立ち退きの政策決定については、拙稿『『民主的ローズヴェルト』—フランクリン・D・ローズヴェルト大統領と日系アメリカ人集団強制立ち退きの決定—』【長野県短期大学紀要】46号(1991年12月)、123-133頁参照。
- 4) 192頁。忠誠登録に関しては、村川庸子・桑井輝子『日米戦時交換船・戦後送還船「帰国」者に関する基礎的研究—日系アメリカ人の歴史の視点から—』(トヨタ財団研究報告書、1992年6月)IV章参照。
- 5) 日本軍の真珠湾攻撃当時、およそ5000名の二世が徴兵され、兵役についていた。その後、二世の徴兵は各地で躊躇されるようになり、1942年3月30日には陸軍省は西海岸における一世の徴兵を中止する命令を下した。すでに兵役についている兵士の扱いは、現場の指揮官の裁量に任された。PJD, p. 187.

- 6) *Ibid.* pp. 187&411.
- 7) ここでは WRA-126Rev. と呼ばれる書式を入手したのでそれを用いる。
- 8) 訳文は森田幸夫訳, A・ボズワース著『アメリカの強制収容所』(新泉社, 1972) 207-8 頁
- 9) D・S・Myer の署名入り, 18頁+目次2頁, 8章からなる。
- 10) 5章「無期限出所許可」出所許可のb項「申請者の調査」。
- 11) 前掲, g項「長官の調査と決定」。
- 12) 前掲, (5) F項。こうした「慎重な調査」が、いたずらに、被収容者のあいだに相互不信を招いたのであろう。
- 13) ニューヨークタイムズ1943年7月18日
- 14) Tasuko I. Takezawa. "Breaking the Silence" *Ethnicity and the Quest for Redress among Japanese Americans*. Ph. D Dissertation. University of Washington, 1989, pp. 127-128.
- 15) このときまでにツーリレーキ収容所が隔離収容所となることが決定していた。
- 16) WRA のハンドブック。1943年7月20日付業務指示書と1943年8月6日付け緊急指示書に換えるもの。
- 17) WRA, *The Evacuated People : A Quantitative Description*. (U. S. Government Printing Office, 1946).
- 18) 前掲書, 93頁, 表1-1-43。
- 19) 前掲書, 表32より作成。WRA の統計では、ここでは学校教育を意味する。
- 20) 前掲書, 表30より作成。
- 21) 前掲書, 表32。
- 22) 前掲書, 表32より作成。
- 23) 前掲書, 表25。
- 24) 前掲書, 表82より作成。
- 25) 前掲書, 表32, 82より作成。
- 26) 前掲書, 表32で、日本滞在5年未満のうち、教育5年の32名は教育年数5年以上の分離に入れた。かりに、その32名を教育年数5年未満のなかに加えた場合、「市民権放棄者」比率は18.78%にさがる。
- 27) *Annual Report of the Immigration and Naturalization Service U. S. Department of Justice for the Fiscal Year Ending June 30, 1946*, pp. 30-31頁
- 28) アジア人と同列に扱われることに、憤慨したともいえる。明治初年以來の日本人移民や日本政府官吏の中国人移民観については、坂田安雄「脱亜の志士と閉ざされた白哲人の楽園」、田村紀雄・白木繁彦編『米国初期の日本語新聞』(勁草書房, 1986年), 47-193頁が参考となる。

資料 1

WRA-126,REV

Budget No.13-R022-43

承認期間1943年7月31日

戦時転住局出所許可申請書

転住所

家族番号

転住所住所

1. 名字 英語の名 日本語の名
 - a. 別名
2. 連れていく従属者の名前と年齢
3. 出生日 出生地
4. 市民権
5. 3ヶ月以上居住した住所、最近のもの二つ（集合所、転住所を除く）

どこから	どこへ	
どこから	どこへ	
6. 性別 身長 体重
7. 登録した有権者ですか 最初に登録した年
場 所
8. 既婚未婚 配偶者の市民権 配偶者の人種
9. 父の名 出生の町か県の名 国名 職業
10. 母の名 出生の町か県の名 国名 職業
- 11.と12.では、両親、子供、兄弟姉妹以外を記載する必要はない。
11. 合衆国にいる親戚（軍隊にいるときは、徴兵か志願かを明記すること）

a.名前	続柄	国籍	住所	職業	志願/徴兵
b.名前	続柄	国籍	住所	職業	志願/徴兵

（必要な場合には別紙を添付しなさい）
12. 日本にいる親戚（11の指示をみなさい）

a.名前	続柄	国籍	住所	職業
b.名前	続柄	国籍	住所	職業
13. 教育

名前	場所	在籍年	
幼稚園	から	まで	
小学校	から	まで	
日本語学校	から	まで	
高校	から	まで	
短大・大学	から	まで	
軍隊訓練	いつ、どこで		

例えばR.O.T.C.やガンジキョウレン
その他
14. 外国旅行（日時、場所、どのように、誰と、誰のために、その他の理由）
15. 雇用（雇用者の名前、仕事の種類、住所、1935年から現在まで）
16. 宗教 参加宗教団体
17. 会員団体名（クラブ、社交会、協会）
名前、組織の種類、会員年
18. 外国語の能力（適当なところに マークを付けなさい）

a.日本語	b.他言語
よい ふつう わるい	
読み	
書き	
話す	
19. スポーツ趣味
20. 親戚や雇主以外の照会先5人（元の居住地に住む人が望ましい）

- 名前 住所 職業 知っている期間
21. a.敵性外国人審問にてたことがありますか。
はい いいえ
もしあれば、日時と決定を記しなさい。
b.逮捕されたり、拘引されたことがありますか。
はい いいえ
もしあれば、違反と日時と法廷と決定を記しなさい。
c.立ち退き以来何らかの懲戒処分を受けたことがありますか。はい いいえ
もしあれば、事情と決定をしなさい。
 22. 外国への投資について細目に答えなさい。
a.外国の銀行 貯金金額
銀行名 口座開設日
b.外国の会社への投資 投資額
会社 取得日
c.外国に貸し金庫持っていますか。
国名 取得年月日 内容
 23. これまで寄付したことのある協会、団体、クラブを列記しなさい。
名前 場所 金額 日付
 24. 定期購読したり、よく読んでいたことのある雑誌、新聞を列挙しなさい。
 25. 知っている範囲で、日本の市民権を確保するために、出生を日本政府機関に登録しましたか。
a.登録したとしたら、そうした登録を取り消すよう申請しましたか。
はい いいえ いつ どこで
 26. 日本への本国復帰を申請したことがありますか。
 27. 機会がきて資格があるとわかったら、あなたは進んで陸軍看護婦部隊か陸軍婦人補助部隊に志願しますか。
 28. アメリカ合衆国に無条件の忠誠を誓い、日本の天皇やその他いかなる外国政府、権力、組織に対する忠誠や服従も否定しますか。
 29. 日本やスペイン政府のために働いたり、奉仕活動をしたことがありますか。はい いいえ
もしあれば、日付とどちらの国か記しなさい。
 30. 日本やスペインの領事館に子供を登録したことがありますか。
はい いいえ
もしあれば、その子の名前と日付を記しなさい。
名前 日付 31. 子供を日本に送ったことがありますか。はい いいえ
もしあれば、名前と日付を記しなさい。
名前 日付
 32. 以前に申請した出所の種類を述べ、申請の日付と場所を述べて、出所許可が以前に申請されたかどうか示しなさい。
 33. 雇用を望みながら、まだ明確な求人を受けていない場合、希望順に仕事の種類を列記しなさい。
第一希望
第二希望
第三希望
a.合衆国のどこであろうと仕事につきますか。
はい いいえ
b.希望の場所

日付

署名

資料2

- A. 登録期間中あるいは登録後に一度行った解答を変えようといまいと、申請書の質問28を否定した場合。
- B. 質問28に解答しない場合。
- C. 2月と3月の特別登録期間に遅く登録した場合。
- D. その後取り消しがあるかと否と、本国復帰や本国離脱を申請した場合。
- E. 日本における軍事訓練。(男性は15歳以後日本で教育を受け、合衆国に1930年以降に戻った場合には、「グンジキョウレン」という軍事訓練を受けていると想定される。
- F. 日本の海軍の船に雇用された場合。
- G. 6歳以降日本に3度旅行した場合。ただし、船員でその旅が寄航した港に限られる場合は除く。
- H. 合衆国市民の男性で6歳以降10年日本に居住した場合。合衆国市民と結婚し、子供がいる場合を除く。
- I. 破壊的だと認められる組織であると情報機関がみならずAリストの団体の役員、組織者、代理人、会員、貢献者。このリストは機密メモで与えられる。
- J. 潜在的にあるいは軽度で破壊的だと認められる組織であると情報機関がみならずBリストの団体の役員、組織者、代理人、会員、貢献者。このリストも機密メモで与えられる。
- K. 質問28に対する条件つき解答。忠誠心についてかなりの疑いが持たれる。
- L. ハイスchoolの年齢、この項目では14歳と思わ

- れる年齢以降に日本語学校に通った場合。
- M. 日本への旅行(旅行は日本の会社で)
- N. 日本での居住
- O. 日本での教育
- P. アメリカ市民の場合外国人である日本人との結婚
- Q. 日本政府機関や半公的会社の雇用
- R. 少なくとも準公的關係が日本政府とある、あるいは合衆国で破壊的活動に従事したことがあると、情報機関が述べるリストCの会社の雇用。このリストは機密メモで与えられる。
- S. 日本語学校教師としての雇用。
- T. 神道。[信仰]
- U. 日本への投資
- V. 申請において、質問27への解答で、太平洋での戦いには消極的であると示す条件をつけた場合。
- W. 申請の記入にあたって、事実を誤った場合。
- X. 悪い転住所記録
- Y. 個人に対する品位を損ねる情報
- Z. 近い親戚に対する品位を損ねる情報
- AA.近い親戚が抑留ないしパロールされている。
- BB.近い親戚がI項に上げられた団体の会員である。
- CC.近い親戚、とくに男性が、日本に住んでいる(日本に住む既婚女性にはそれほど重要ではない。)
- DD.近い親戚が本国復帰を求めている。
- EE.近い親戚が質問28に否定解答をしている。
- FF.アメリカ市民である近い親戚がかなりの期間日本に住み、あるいは教育の大半を日本で受けている。
- GG.近い親戚が日本に投資している。

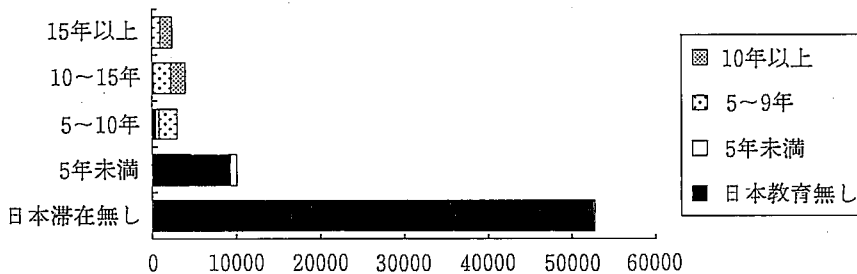


図1 (二世グラフ)

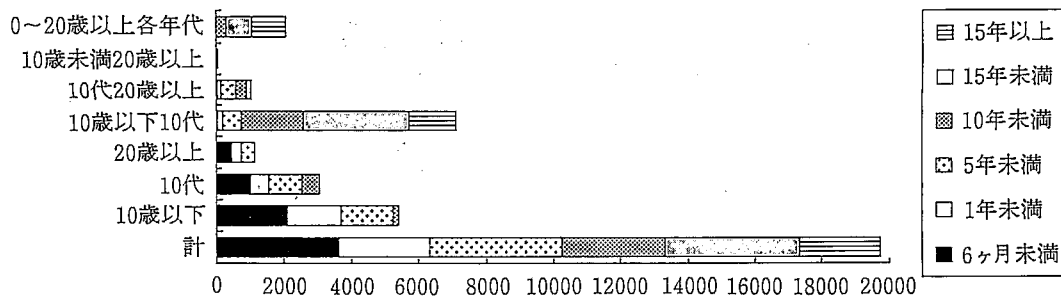


図2 (二世日本滞在年代別グラフ)

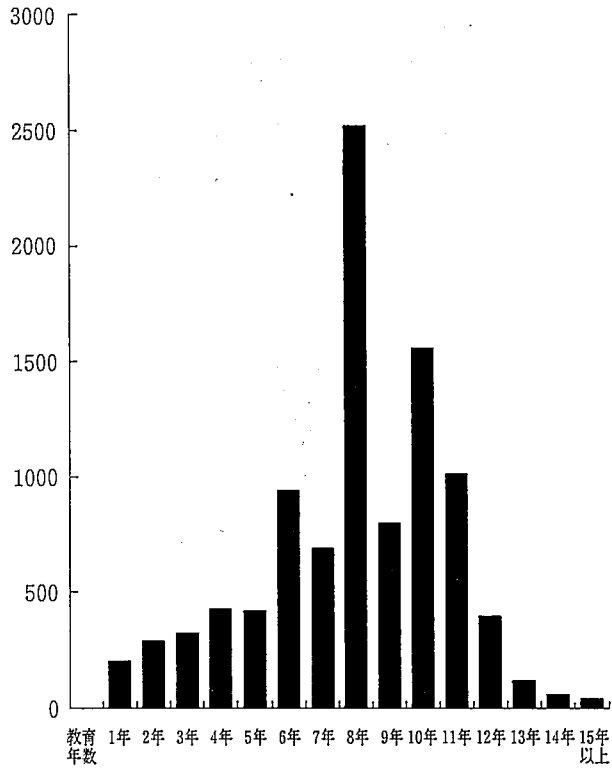


図3 (二世日本教育年数グラフ)

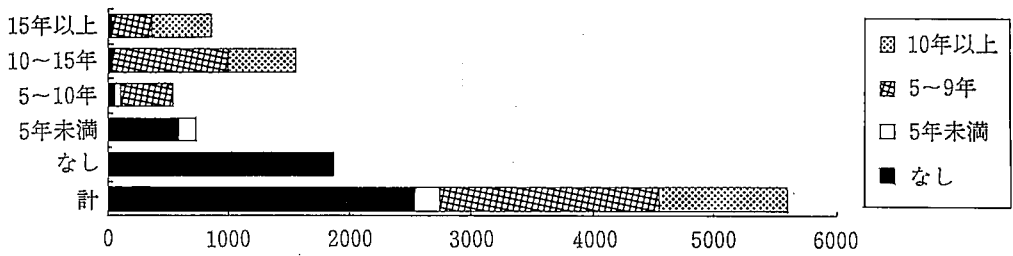


図4 (市民権放棄者 日本教育・滞在年数別グラフ)

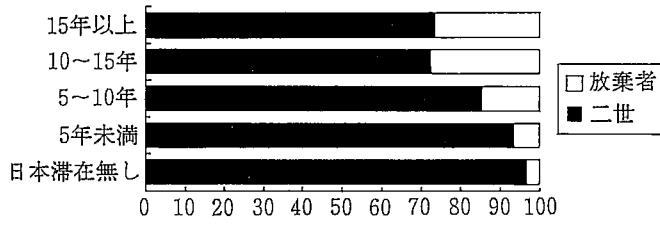


図5 (二世・放棄者滞在年数別比率)

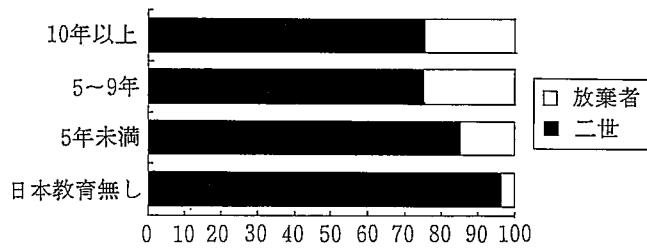


図6 (二世・放棄者教育年数別比率)

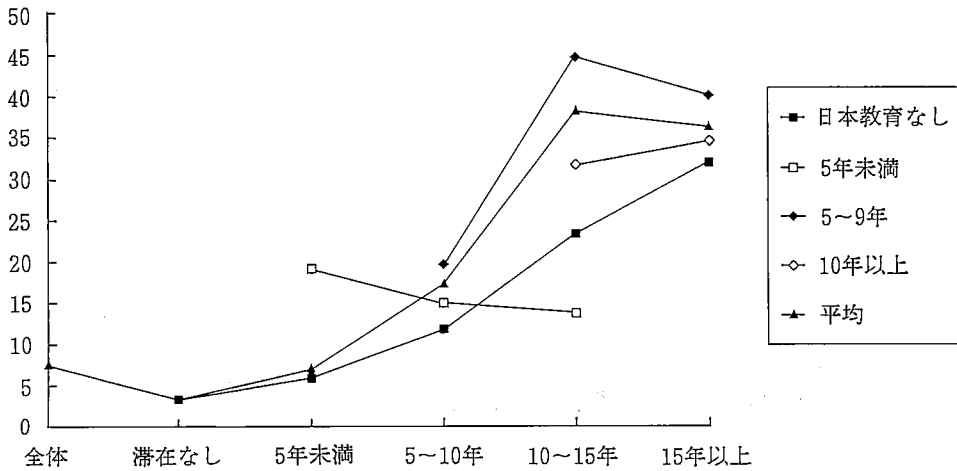


図7 (二世・放棄者比率グラフ)